「仏暦二五四五年・租税減免について国税法典の内容に基づき制定する勅令(第405版)外為に係る原則及び行動方法を定めた外為管理官布告」

# 日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●仏暦二五四五年・租税減免について国税法典の内容に基づき制定する勅令(第405版)

\*二〇一〇年一一月五日に官報公示され、翌日付けで施行となった勅令第508版までの内容を過去の改定部分とともに織り込んで訳出。第508版の改定増補部分は太字になっています。

#### 前文省略

#### 第一条

本勅令を「仏暦二五四五年・租税減免について国税法典の内容に基づき制定する勅令(第405版)」と呼ぶ。

## 第二条

本勅令は官報公示日の翌日から施行する。「注/第508版の官報公示日は二〇一〇年一 一月五日〕

# 第三条

本勅令において、

「外国人」とは、タイ国籍を有していない自然人を意味する。

「地域統括事務所(サムナックガーン・パティバットガーン・プーミパーク)」とは、経営面もしくは技術面でのサービス事業を営むために、または自己のグループ内企業もしくは支店に対する支援サービス提供のために、タイの法律に基づき設立された会社を意味する。このときタイ国内または国外に立地しているかどうかを問わない。

「関係する会社または法人パートナーシップ」とは、地域統括事務所の技術研究・開発結果を製品の生産に使用する、または地域統括事務所、グループ内企業、もしくは地域統括事務所の外国支店に対しサービス提供する会社または法人パートナーシップを意味する。

「支援サービス提供」とは、以下の件での支援サービス提供を意味する。

- (1) 経営全般、ビジネス計画策定、及びビジネス連絡調整。
- (2) 原料及び部品の調達。
- (3) 製品の研究及び開発。
- (4)技術面での支援。
- (5) マーケティング及び販売面での促進。
- (6) 地域での人事及び研修面の運営。
- (7) 財務コンサルティング。
- (8)経済及び投資面の分析及び研究。
- (9) 信用管理及び統御。

(10) 国税局長が布告規定したところに基づくその他の支援サービス提供。

「グループ内企業 (ウィサーハキット・ナイ・クルア)」とは、以下の形態で地域統括事務所と関係を有する会社または法人パートナーシップを意味する。

- (1)全資本の25%以上、地域統括事務所の株式を保有する会社または法人パートナーシップ。
- (2) 地域統括事務所が全資本の25%以上、株式を保有する会社、またはパートナーとなっている法人パートナーシップ。
- (3)(1)に基づく会社または法人パートナーシップが全資本の25%以上、株式を保有する会社、またはパートナーとなっている法人パートナーシップ。
- (4) 地域統括事務所の事業を管理する、もしくは運営及び経営を監督する権限を有する会社または法人パートナーシップ。
- (5) 地域統括事務所が事業を管理する、もしくは運営及び経営を監督する権限を有する会社または法人パートナーシップ。
- (6)(4)に基づく会社または法人パートナーシップが事業を管理する、もしくは運営 及び経営を監督する権限を有する会社または法人パートナーシップ。

#### 第四条

地域統括事務所の雇用により外国人が得たと評価される所得について、国税法典の第五 〇/一条に基づき計算した時に、国税法典の第二編・第三章末尾の所得税率表に定めた所 得の15%超の税率で納税しなければならないところを、所得の15%で源泉徴収する。

第一段に基づき評価する所得が、国税法典の第五〇条(1)に基づき所得税を源泉徴収する時、所得の15%未満で源泉徴収しなければならない場合、所得を有する外国人は、所得の支払人がその所得の15%の税率で源泉徴収することを容認した時、第五条に基づく所得税納入のための計算に当該所得を含めなくてもよい権利を有する。

## 第五条

第四条に基づき評価する所得の15%で源泉徴収を受けた外国人は、評価(課税対象) 所得に係る申告時に、所得税納税のための計算にその評価所得を含めなくてもよい。ここ に源泉徴収された所得の全部または一部について還付を求めない、またはタックス・クレ ジットを求めない場合についてのみ、含めなくてもよい。

外国人が国税法典の第四○条(4)及び(8)に基づき評価される(課税対象となる)所得を有し、国税法典の第五○条に基づき源泉徴収を受け、国税法典の第四八条(3)及び(4)に基づく納税を選択する権利を有する場合、国税法典の第四○条(4)及び(8)に基づき評価される所得、及び第四条に基づき源泉徴収を受ける所得を所得税納税のための計算に含めなかったことが明らかな時、外国人は第一段に基づく免除を受ける権利を有する。ここに源泉徴収された所得の全部または一部について還付を求めない、またはタッ

クス・クレジットを求めない場合についてのみ、免除を受ける権利を有する。

第一段及び第二段に基づく免除において、外国人は所得税納税のための計算に含めない 評価(課税)所得に係る報告を提出しなければならない。

## 第六条

地域統括事務所に常勤する外国人は、その外国人の外国派遣によって生じた雇用による 所得について、国税法典の第二編・第三章・第二節に基づく所得税を免除する。ここに、 その所得は地域統括事務所またはタイ国内のグループ内企業の所得税計算で直接または間 接的に支出として計上してはならない。

#### 第七条

第四条、第五条、及び第六条に基づく権利を得る外国人は、第一○条に基づく資格を有する地域統括事務所に常勤する外国人でなければならない。ここに、その勤務期間内にタイ国から時々出国したとしても、連続して4年以内の勤務期間において当該権利を得る。

#### 第八条

国税法典の第二編・第三章末尾の所得税率表の会社または法人パートナーシップについての(2)の(a)に基づき所得税率を引き下げ、以下の収入について地域統括事務所に対し純益の10%で徴収する。

- (1) 地域統括事務所のグループ内企業または地域統括事務所の外国支店に対するサービス提供からの収入。
- (2) グループ内企業または地域統括事務所の外国支店から得た利息。ここに又貸しのために地域統括事務所が借り入れた借入金からの利息についてのみ。
- (3) 地域統括事務所のグループ内企業または外国支店から得た、もしくは関係する会社または法人パートナーシップから得た権利金(ロイヤルティ)。ここに地域統括事務所がタイ国内でなした技術の研究及び開発の結果から生じた権利金についてのみ。

[第505版によって第八条第二段は廃止]

#### 第九条

タイの法律に基づき、または外国の法律に基づき設立されたグループ内企業から得た配 当金である評価(課税)所得について、地域統括事務所に対し国税法典の第二編・第三章に基 づく所得税を免除する。

## 第一○条

第八条及び第九条に基づく権利を得る地域統括事務所は、以下の資格を有していなければならない。

- (1) 各会計期末日における払い込み資本が1000万バーツ以上ある。
- (2) 3か国以上の外国のグループ内企業または自己の支店へのサービス提供がある。
- (3) 国内における第八条(1) 及び(3) に基づく収入が合計で全収入の50%以上ある。ただし(4) に基づく地域統括事務所としての届け出があった会計期から3会計期内に、50%に満たない当該収入があってもかまわない。ただし全収入の3分の1以上でなければならない。地域統括事務所の過失ではない不可抗力、または必要な事由がある場合、国税局長は当該比率の緩和を検討する権限を有するが、緩和は1会計期だけとする。
  - (4) 国税局長が布告規定した原則、方法、要件に従い地域統括事務所として届け出た。
  - (5) 国税局長が布告規定したその他の原則、方法、要件に従っている。

#### 第一〇/一条

第一〇条(4)に基づき届け出をし、第八条または第九条に基づき所得税の減免を受けた地域統括事務所は、第一一/二条、第一一/三条または第一一/四条に基づく所得税の減免を受けることはできない。

## 第一一条

第一〇条に基づく地域統括事務所からの配当金である評価(課税)所得で、第八条に基づく収入から生じた純益から支払われるものについては、外国の法律に基づき設立され、タイ国内で事業を営んでいない会社または法人パートナーシップに対し、国税法典の第二編・第三章・第三節に基づく所得税を免除する。

#### 第一一/一条

地域統括事務所に常勤する外国人に対し、連続して8年以内、その勤務期間内にタイ国 から時々出国したとしても、タイ国内での勤務期間中、第四条、第五条または第六条に定 めた原則に基づき所得税を減免する。ここに国税局長が布告規定した書式に基づき地域統 括事務所が国税局に届け出た上級経営者または上級専門家のみとする。

第一段に基づく地域統括事務所は第一一/六条または第一一/七条に基づく資格を有していなければならず、第一一/二条の第二段に定めた額に基づくサービス提供または権利金(ロイヤルティ)からの収入を有していなければならない。

#### 第一一/二条

以下の収入について連続して10会計期の期間、地域統括事務所に対し、国税法典の第 二編・第三章末尾の所得税率表における会社または法人パートナーシップに対する(2)の(a)に基づく所得税率を引き下げ、純利益の10%で徴収する。

(1) タイ国内で設立されたグループ内企業に対する地域統括事務所のサービス提供からの収入。

- (2) 地域統括事務所のグループ内企業または外国支店から得た利息。
- (3) 地域統括事務所のグループ内企業または外国支店から得た、もしくは関係する会社または法人パートナーシップから得た権利金(ロイヤルティ)。ここに、地域統括事務所のタイ国内における研究結果、技術開発から生じた権利金のみとする。

いずれかの会計期に(2)または(3)に基づく収入について所得税率の引き下げを受ける地域統括事務所は、その会計期に地域統括事務所の外国のグループ内企業または外国支店に対するサービス提供から、もしくは外国のグループ内企業または外国支店、関係する会社もしくは法人パートナーシップからの権利金による収入を有していなければならない。ここに地域統括事務所のタイ国内における研究結果、技術開発から生じた権利金のみとし、そのサービス提供または権利金による収入は地域統括事務所の全収入の50%以上が、外国から、または外国で支払われたものでなければならない。

## 第一一/三条

外国のグループ内企業または外国支店への地域統括事務所のサービス提供からの収入について、国税法典の第二編・第三章・第三節に基づく所得税を連続して10会計期にわたって免除する。

#### 第一一/四条

第一一/二条に定めたところに基づくサービス提供または権利金からの収入を有する地域統括事務所に対し、タイの法律または外国の法律によって設立されたグループ内企業から得た配当金として評価される所得について、連続して10会計期にわたって、国税法典の第二編・第三章・第三節に基づく所得税を免除する。

## 第一一/五条

第一一/二条、第一一/三条または第一一/四条に基づく所得税の減免においては、以下のように会計期を数える。

- (1)第一一/六条(6)に基づき地域統括事務所として届け出た日に、または届け出た日の後に会計期が始まる場合、その会計期を最初の会計期として数える。または
- (2) 会計期中に第一一/六条(6) に基づく地域統括事務所としての届け出があった場合、12か月に満たないとしても、その会計期を最初の会計期として数える。

# 第一一/六条

第一一/二条、第一一/三条または第一一/四条に基づく所得税の減免を受ける地域統括事務所は、以下の資格を有していなければならない。

- (1) 各会計期末日における払い込み済み資本を1000万バーツ以上有している。
- (2) 以下の外国数以上で外国のグループ内企業または外国支店に対するサービス提供

を有している。

- (a) 最初及び第2会計期に1か国。
- (b) 第3及び第4会計期に2か国。
- (c) 第5会計期以降に3か国。
- (3)以下の支出を有している。
- (a) 各会計期に1500万バーツ以上、地域統括事務所の事業に係る業務遂行において国内の受取人に対し支払う支出。このとき資産の減価償却費、業務遂行における外国への支払い、原料代、暖簾代、著作権料またはその他の権利金、組立代金及びパッケージ代金は含まない。
- (b) 各会計期に3000万バーツ以上、地域統括事務所が国内の受取人に対し支払う、 国税法典の第六五条の三(5) に基づく投資の形態を有する支出。このとき証券・証券市 場法に基づく証券への投資金は含まない。
- (4) 外国にグループ内企業または支店を有する。このとき設立目的に基づく事業を営み、実際に事業地には経営者及び従業員を有していなければならない。ここに国税局に通知したところと一致していなければならない。
- (5) 地域統括事務所内には国税局長が布告規定した最低職能及び知識のある従業員を 有する。
- (6) 地域統括事務所として届出がしてある。ここに国税局長が布告規定した原則、方法、及び要件に従い、国税局長が布告規定した届出日から5年以内に届け出なければならない。
  - (7) 国税局長が布告規定したその他の原則、方法、及び要件に従う。

#### 第一一/七条

- 3会計期以上にわたって第一一/二条、第一一/三条または第一一/四条に基づく所得税減免を受ける地域統括事務所は、第一一/六条に基づく資格を有するとともに以下の資格も有していなければならない。
- (1)地域統括事務所内で働く第一一/六条(5)に基づく従業員を、全従業員数の7 5%以上有している。
- (2) 地域統括事務所の事業に従事する従業員5人以上に、年1人につき250万バー ツ以上の報酬支払いがある。

#### 第一一/八条

第一一/二条、第一一/三条または第一一/四条に基づく所得税減免を受けるために第一一/六条(6)に基づき届け出た地域統括事務所は、第八条または第九条に基づく所得税減免を受ける権利はない。

地域統括事務所は第一○条(4)及び第一一/六条(6)に基づく地域統括事務所とし

ての届出を同時になすことはできず、第一一/二条、第一一/三条または第一一/四条に基づく所得税減免とともに第八条または第九条に基づく所得税減免を受けることはできない。

## 第一一/九条

第一一/六条に基づく資格を有し、後に第一一/七条に基づき連続して10会計期の所得税減免資格を有するようになった地域統括事務所は、第10会計期において地域統括事務所の事業に係るタイ国内での業務支出が10会計期合計で1億5000万バーツ以上であれば、第一一/二条、第一一/三条または第一一/四条に基づく所得税減免をさらに5会計期にわたって受けられる。

#### 第一一/一〇条

いずれかの会計期に地域統括事務所が第一一/六条または第一一/七条に基づくいずれかの資格を失った場合、第一一/二条、第一一/三条または第一一/四条に基づく所得税減免の権利は最初の会計期からなくなる。

#### 第一一/一一条

第一一/二条第二段に基づくサービス提供または権利金(ロイヤルティ)からの収入のある、外国の法律に基づき設立され、タイ国内で事業を営んでいない会社または法人パートナーシップに対し、第一一/六条または第一一/七条に基づく地域統括事務所から得た配当金として評価される所得について、国税法典の第二編・第三章・第三節に基づき所得税を免除する。

## 第一二条

財務大臣を本勅令の主務大臣とする。

(おわり)

●地域統括事務所事業を営む会社の所得税減免の原則、方法及び要件を定める、所得税に 係る国税局長告示(第190版)

仏暦二五五三年・租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令(第508版)によって改定増補された仏暦二五四五年・租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令(第405版)の第一一/一条、第一一/六条(5)(6)及び(7)の内容に基づく権限に依拠して、国税局長は以下のように地域統括事務所事業を営む会社の所得税減免のための原則、方法及び要件を定める。

#### 第一項

本告示において、

「地域統括事務所事業(キチャカーン・サムナックガーン・パティバットガーン・プー ミパーク)」とは、経営面もしくは技術面でのサービス事業、またはタイ国内外のグループ 内企業もしくは支店に対する以下の支援サービス提供を意味する。

- (1) 一般経営、ビジネス計画策定、及びビジネス上の連絡調整。
- (2) 原料及び部品の調達。
- (3) 製品の研究及び開発。
- (4)技術面での支援。
- (5) マーケティング及び販売面の促進。
- (6) 地域における人事及び研修運営。
- (7) 財務コンサルティング。
- (8) 経済及び投資面の分析及び研究。
- (9) 信用管理及び統制。
- (10) 国税局長が布告規定したその他の支援サービス提供。

「統制 (ガーム・クワッブクム)」とは、一般に容認された会計基準の原則に基づく統制 を意味する。

「関係する会社または法人パートナーシップ(ボリサット・ル・ハーンフンスアンニティブッコン・ティー・キヤオコーン)」とは、地域統括事務所の技術研究・開発結果を製品の生産に使用する、または地域統括事務所、グループ内企業、もしくは地域統括事務所の外国支店に対しサービス提供する会社または法人パートナーシップを意味する。

「地域統括事務所の事業からの収入(ラーイダイ・チャーク・ガーンプラコーブキチャカーン・サムナックガーンパティバットガーンプーミパーク)」とは、以下のように仏暦二五五三年・租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令(第508版)によって改定増補された仏暦二五四五年・租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令(第405版)の第一一/二条または第一一/三条に基づき法人所得税減免の権利を受けた、グループ内企業、自己の支店から、及び統制関係のあるグループ内企業から地域統括事務所が得た収入を意味する。

- (1) グループ内企業または外国支店に対する地域統括事務所のサービス提供からの収入。
- (2) グループ内企業または外国支店から得た利息。ここに又貸しのために地域統括事務所が借り入れた借入金からの利息についてのみ。
- (3) 地域統括事務所のグループ内企業または外国支店から得た、もしくは関係する会社または法人パートナーシップから得た権利金(ロイヤルティ)。ここに地域統括事務所がタイ国内でなした技術の研究及び開発の結果から生じた権利金についてのみ。

#### 第二項

仏暦二五五三年・租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令(第508版)によって改定増補された仏暦二五四五年・租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令(第405版)の第一一/二条、第一一/三条または第一一/四条に基づき法人所得税減免の権利を得ることを望む地域統括事務所事業を営む会社は、本告示の末尾にある地域統括事務所設立届出書式をもって国税局長に地域統括事務所設立を届け出る。このとき国税局大規模ビジネス税事務所、または地域統括事務所事業を営む会社が立地するエリアの税務署に提出する。営業地が複数である場合は地域統括事務所事業を営む会社の本店所在地の税務署に提出することができる。ここに、地域統括事務所事業を営む会社は仏暦二五五三年(西暦二○一○年)一一月一五日から5年以内に届け出なければならない。

地域統括事務所事業を営む会社は、国税局のウェブサイト www.rd.go.th からプリントアウトした地域統括事務所設立届出書式を使用する権利を有する。または国税局が印刷した設立届出書式を使用することもできる。

#### 第三項

地域統括事務所事業を営む会社の純利益及び純損失の計算は、国税法典の第六五条及び第六五条の二における原則及び要件に従わなければならない。

地域統括事務所事業とその他の事業を営む会社の場合、当該会社は各事業の純利益及び 純損失を分離して計算する。いずれかの支出で、どの部分がどの事業の支出か明確に分離 できないときは、当該支出を地域統括事務所事業からの収入とその他の事業からの収入の 割合に基づき当該支出を割り出す。

所得税減免を受ける収入と受けない収入を有する地域統括事務所事業を営む会社の場合、 当該会社は各部分の収入の純利益と純損失を分離して計算する。いずれかの支出で、どの 部分がどの事業の支出か明確に分離できないときは、当該支出を所得税減免を受ける収入 とその他の収入の割合に基づき当該支出を割り出す。

# 第四項

地域統括事務所事業とその他の事業を営む会社の場合、地域統括事務所事業が純損失となったとき、当該純損失を地域統括事務所事業内だけにとどめ置く。

所得税減免を受ける収入と受けない収入を有する地域統括事務所事業を営む会社の場合、 所得税減免を受ける収入が純損失となったとき、当該純損失を地域統括事務所事業内の所 得税減免を受ける収入内だけにとどめ置く。

#### 第五項

地域統括事務所事業を営む会社は、国税法典の第六八条及び第六九条に基づく納税とと

もに、貸借対照表(バンチー・ゴッブドゥン)、業務報告書(バンチー・タムガーン)、損益計算書(バンチー・ガムライカードトゥン)と、局長が定めた書式に基づく会社の所得税(ラーイガーン・パシー・グンダイ)を示す書式を、会計期末日から150日以内に提出し、国税法典の第六七条の二に基づく納税とともに、局長が定めた書式に基づき会社の所得税を示す書式を、会計期初日から数えて6か月期の末日から2か月以内に提出する。

地域統括事務所事業とその他の事業を営む会社の場合、当該会社は各事業ごとに会社の 所得税を示す書式、業務報告書、及び損益計算書を1セットずつ提出する。当該会社の貸 借対照表については、いずれかの事業における会社の所得税を示す書式とともに提出する ことができ、当該会社の所得税を示す書式提出においては同じ納税者番号を使用する。

## 第六項

仏暦二五五三年・租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令(第508版)によって改定増補された仏暦二五四五年・租税減免についての国税法典の内容に基づき制定する勅令(第405版)の第一一/六条(5)に基づく最低職能及び知識を有する地域統括事務所の従業員は、後期中等課程卒(高卒)、職業学校卒以上の学歴がなければならない。

#### 第七項

本告示は仏暦二五五三年(西暦二〇一〇年)一一月一五日から施行する。[注/官報公示は二〇一〇年一一月二九日]

(おわり)